

京都市外国人教育扶助規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第128号

京都市外国人教育扶助規則の一部を改正する規則

京都市外国人教育扶助規則の一部を次のように改正する。

第2条中「若しくは中学校」を「，中学校，義務教育学校，中等教育学校（前期課程に限る。）若しくは特別支援学校（小学部又は中学部に限る。）」に改める。

附 則

この規則は，平成28年4月1日から施行する。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)